

10 環境騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の一般地域における環境騒音の状況に関して、同法第21条の2に基づき測定した結果について環境基準の維持達成状況を取りまとめたものです。

1 調査方法の概要

- (1) 測定時期 令和5年4月～令和5年5月
- (2) 実施機関 郡山市環境保全センター
- (3) 調査地点

表1に示すとおり、騒音に係る環境基準の類型指定地域内で、騒音レベルを代表すると考えられる5箇所を測定を実施しました。

2 調査結果の概要

表1に示すように、全ての地点において昼夜ともに環境基準を達成していました。

表1 環境騒音測定結果（一般地域）

（単位：デシベル）

測定地点	環境基準地域の類型	都市計画の用途地域	騒音レベル（Leq） （環境基準）	
			昼間	夜間
①朝日三丁目	B 類型	第一種住居地域	49 (55)	44 (45)
②喜久田町卸三丁目	C 類型	準工業地域	53 (60)	47 (50)
③清水台一丁目	C 類型	商業地域	51 (60)	46 (50)
④安積町長久保一丁目	A 類型	第一種中高層住居専用地域	47 (55)	41 (45)
⑤緑ヶ丘東七丁目	A 類型	第一種低層住居専用地域	43 (55)	38 (45)

(注) 1 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯のことです。

2 カッコ内の数字は環境基準の値です。